

制度情報

2018年10月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

特許等に関わる知的財産権事件の訴訟プロセスにかかる若干の問題に関する決定

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(公布日) 2018年10月26日

(施行日) 2019年1月1日

1. 主なポイント

(1) 当事者が、発明、実用新案、植物の新品種、集積回路の配置設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占禁止法に関わるもの等、専門技術性の高い知的財産権にかかる民事事件の第一審の判決、裁定を不服として上訴を提起する場合、最高裁判所が審理を行う。(第1条)

(2) 当事者が、特許(発明、実用新案、意匠)、植物の新品種、集積回路の配置設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占禁止法に関わるもの等、専門技術性の高い知的財産権にかかる行政事件の第一審の判決、裁定を不服として上訴を提起する場合、最高裁判所が審理を行う。(第2条)

2. 今後の留意点

ここ数年の間に、中国では知的財産権の保護がますます強化され、これまで地方裁判所で審理されていたこれらの事件の第二審が、来年からは直接最高裁判所で審理されるようになる。(全4条)

(空) 港のビジネス環境最適化及びクロスボーダー貿易の利便化促進への取組案の印刷発行に関する通知

(発令元) 国務院

(法令番号) 国発〔2018〕37号

(公布日) 2018年10月13日

(施行日) 2018年10月13日

1. 主なポイント

(1) 業務目標: 2018年末までに、輸出入において検査・確認を必要とする監督管理許可証の種類を2017年比で3分の1以上減らし、通関全体にかかる時間を3分の1短縮する。2020年末までに、コンテナによる輸出入の正規コス

トを2017年比で半減させる。2021年末までには、通関全体にかかる時間を2017年比で半分に短縮し、世界銀行のクロスボーダー貿易の利便化指標における中国の順位を30位引き上げる。(第1条)

(2) 2018年末までに、税関と検査・検疫業務を全面的に融合して「5つの統一」、即ち、申告証憑、業務システム、リスクの検討判断、指示通達、現場における法執行の統一を実現する。(第2条)

(3) 市場競争メカニズムを導入し、社会の検査検測機関の役割を發揮させ、輸出入において第三者による検査検測結果を採用する制度を普及させる。(第2条)

(4) 輸出入プロセスの正規コストを低減する。2018年末までに、コンテナによる輸出入1件あたりの正規コストを2017年比で100米ドル以上減少させる。(第2条)

2. 今後の留意点

近年、中国では行政の簡素化・権限委譲が進められ、一連の政策が打ち出されているが、その目的はいずれも、企業の便宜を図り、市場を活性化し、企業コストを削減することにある。関連する企業は、政策の動向に十分留意することを勧める。(全3条)

2017年全国社会保険基金の決算に関する説明

(発令元) 財政部社会保障司

(公布日) 2018年10月31日

(施行日) 2018年10月31日

1. 主なポイント

(1) 2017年の全国社会保険基金の総収入は58,437.57億元で、前年比16.6%増加した。総支出は48,652.99億元で、前年比11.6%増加した。2017年の収支残額は9,784.58億元で、年末繰越残高は75,348.58億元となった。

(2) 企業従業員基本養老保険基金の2017年の収入は33,542.04億元で、前年比5,023.5億元の増加となり、増加率は17.6%、予測の115.3%に達した。

(3) 従業員基本医療保険基金の2017年の収入は12,134.65億元で、前年比2,052.51億元の増加となり、増加率は20.4%、予測の116.6%に達した。2017年収支残高は2,836.29億元で、年末繰越残高は15,668.97億元となった。

(4) 労災保険基金の2017年の収入は831.77億元で、前年比115.75億元の増加となり、増加率は16.2%、予測の117%に達した。2017年収支残高は190.34億元で、年末繰越残高は1,590.56億元となった。

(5) 失業保険基金の2017年の収入は1,112.63億元で、前年比115.47億元の減少、減少率は9.4%で、予測の97.1%であった。2017年収支残高は218.87億元で、年末繰越残高は5,552.37億元となった。

(6) 出産保険基金の2017年の収入は638.85億元で、前年比121.99億元の増加となり、増加率は23.6%、予測の111.1%に達した。2017年收支残高はマイナス97.39億元で、年末繰越残高は554.74億元となった。

2. 今後の留意点

中国政府は企業負担を低減し、企業の労働者使用コストの削減を助けるため、社会保険料の徴収状況に基づき段階的に納付比率の引き下げを実施している。2017年のデータを見ると、なお低減の余地はあるものとみられるため、企業は各地の動向に十分留意することを勧める。(全7条)

裁判所業務の「執行難」の状況解決に関する報告

(発令元) 最高人民法院

(公布日) 2018年10月24日

(施行日) 2018年10月24日

1. 主なポイント

(1) 近年、中国における執行案件数は年間約600万件、執行に当たる公安幹部・警察官1名あたりの処理件数は年間約150件に上っている。確定判決文書の自動履行率も年々向上しており、2016年は51%、2017年では57%となった。(第1条)

(2) 2016年から2018年9月にかけて、全国の裁判所で受理された執行案件数は1,884万件であった(同期比105%増)。うち、執行終了した案件は1,693.8万件(同期比120%増)あり、執行により実際に回収された金額は4.07兆元(同期比76%増)であった。(第2条)

(3) 調査・制御システムの開設を進め、被執行者の主要財産形式に対する「一網打尽」がほぼ実現した。最高裁判所と公安部、民政部、自然資源部、交通運輸部、人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会等16の機関及び3,900以上ある銀行業金融機関による連携ネットワークを設け、被執行者の全国範囲における不動産、預金残高、金融商品、船舶、車両、証券、ネット資産等の16類25項目にわたる情報を照会できるようになった。

(4) インターネット司法競売の全面実施により、財産を現金化することの難題への有効な解決を図った。2017年3月から2018年9月までに、オンライン競売システムにおいて全国の裁判所によるインターネット競売が74.7万回以上行われた。うち22.1万件以上が成約し、成約金額は5,030億元で、目的物の引渡率は73%となっている。

2. 今後の留意点

ここ数年、中国の各政府機関の間で合同推進・合同懲戒の体制の構築が進んでおり、信用の失墜した被執行者は「一旦信用が失墜すると、あらゆる面で制限を受ける」ようになっている。2016年以来、最高裁判所と国家発展改革委

員会等が60の企業・組織と文書を締結し、信用の失墜した被執行者の信用監督、警告及び懲戒のメカニズムの構築を推進し、11類、37大項目、150項に及ぶ懲戒措置を採用している。2018年9月までに、全国の裁判所が公表した信用失墜被執行者のリスト掲載数は累計1,211万件に達し、のべ1,463万人が航空券の購入を、522万人が高速列車のチケット購入を制限され、322万人の信用失墜被執行者が信用懲戒の圧力に迫られて義務を履行した。(全4条)

II 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は2011年5月に日系企業であるA社に入社し、5年間の労働契約を締結し、月給は5,000元であった。2012年7月、A社は王氏をクレーン作業の指揮業務に当たらせた。王氏は特殊作業許可証を取得していなかったため、2015年の年初より、A社に対し再三にわたり、特殊作業許可証を取得させるか担当業務を調整するよう求めたが、A社は一向に応じなかった。その後2015年6月より、王氏は職場に出なくなった。2015年7月11日、A社は王氏に期限までに職場に出よう通知し、王氏が5日以内に職場に戻らなければ、「就業規則」の関連規定により王氏に相応の処分を与える旨を伝えた。王氏は2015年7月13日に当該通知書を受領したが、職場には戻らなかった。2015年8月1日、A社は王氏が無断欠勤したとして王氏に対する労働契約解除通知書を発行したところ、王氏は労働契約を違法に解除したことを理由に、A社に対して9万円の賠償金の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

- (1) A社は、特殊作業許可証を持たない王氏にクレーン作業への従事を要求することができるか。
- (2) A社は、無断欠勤を理由に王氏との労働契約を解除することができるか。

3. 弁護士の分析

- (1) A社は、特殊作業許可証を持たない王氏にクレーン作業への従事を要求することはできない。

『特殊設備作業人員の作業種類及び項目』に列記されている項目から、クレーン機作業の指揮は、特殊設備作業人員による作業種別に属し、『安全生産法』第27条の規定により、生産経営企業の特種作業人員は、必ず国の規定通りに専門の安全作業訓練を受けたうえ、相応の資格を取得した者でなければ作業に従事してはならないとされている。このため、王氏がクレーン指揮の作業に従事するには、特殊作業許可証を取得している必要がある。王氏が特殊作業許可証を取得していない状況で、A社が王氏を当該業務に従事させることは、法律規定に違反する行為に当たり、A社は王氏にクレーン業務への従事を要求することはできない。

(2) A社は、無断欠勤を理由に王氏との労働契約を解除することはできない。

上記の分析により、A社は王氏が特殊作業許可証を取得していない状況のもとでクレーン指揮の業務に従事させることはできず、『労働契約法』第32条の「労働者が、使用者の管理人員による規則に違反した指揮や危険を伴う作業の強要を拒否した場合は、労働契約への違反とはみなさない。」との規定により、王氏にはクレーン指揮業務への従事を拒否する権利がある。このような状況において、A社には速やかに王氏に特殊作業許可証を取得させるか、担当業務を調整することが求められる。

A社が王氏に特殊作業許可証を取得させず、また担当業務を調整することもなく、王氏がクレーン指揮への従事を拒否した状況において、無断欠勤を理由に王氏との労働契約を解除することは法律規定への違反に当たる。したがって『労働契約法』の関連規定に基づき、A社は王氏に労働契約の違法解除にかかる賠償金を支払わなければならない。

4. 裁判所の判断

労働仲裁の結果、裁判所はA社に対し、労働契約の違法解除の賠償金として王氏に9万円の支払いを命じる裁定を下した。

5. 留意点

(1) 使用者が従業員を特殊作業に従事させるに当たっては、従業員に特殊作業許可証を取得させなければならない。使用者がその手配を怠るのであれば、従業員には業務上の指示を拒否する権利があり、従業員が同意したとしても、使用者には行政処分を受けるリスクがある。安全生産事故が発生した場合には、刑事責任が生じるリスクも存在する。

(2) 従業員が使用者の業務指示を拒否して従わずに無断欠勤する場合、使用者は従業員の無断欠勤の原因を具体的に分析し明らかにしたうえで、「就業規則」及び法律の規定に基づき相応の処理を行う必要があり、一概に無断欠勤として処理することはできない。